

船舶事故調査報告書

令和3年8月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年11月7日 10時18分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市加太瀬戸 地ノ島灯台から真方位063° 610m付近 (概位 北緯34° 18.0′ 東経135° 03.9′)
事故の概要	遊漁船虎丸は、南西進中、また、プレジャーボート美吉丸は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年11月12日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 虎丸、4.4トン 252-24670和歌山、株式会社MR33 B プレジャーボート 美吉丸、5トン未満（長さ6.28m） 240-17625大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷中央部外板の破口等
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期、潮流 北東流約2ノット
事故の経過	A船は、レーダーを装備しておらず、船長Aが1人で乗り組み、釣り客10人を乗せ、GPSプロッターに入力した釣りのポイントで漂泊し、潮流に流されながら遊漁を行っていた。 船長Aは、潮流により北東方に流され、元の釣りのポイントに戻ろうと、左旋回後、GPSプロッター及び魚群探知機の画面で釣りのポイント及び魚影を確認しながら南西進中、ふと船首方に目を向けたところ、至近にB船を認め、直ちに主機を中立運転として右舵を取ったものの、A船は、船首部がB船の右舷中央部に衝突した。 船長Aは、潮流に流されながら釣りを行っていた間、周囲に他船を見掛けなかったため、元の釣りのポイントに戻る際も前路に他船はいないと思い、GPSプロッター等の画面のみを確認していた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣り場を移動しながら釣りを行っていた。 船長Bは、主機関を停止して船首を西方に向け、後部甲板で釣りを行っていたところ、右舷方にB船に向かって航行するA船を認めた

	<p>が、A船が漂流中のB船を避けてくれると思い、時折A船を目視で確認しながら漂流して釣りを続けた。</p> <p>船長Bは、その後、A船が避航の気配がないまま接近し、衝突の危険を感じ、A船に向かって大声で叫んだものの、両船が衝突した。</p> <p>B船は、汽笛が装備されていた。</p>
分析	<p>A船は、潮流に流され、元の釣りのポイントに戻ろうと南西進中、船長Aが、前路に他船はいないと思い込み、GPSプロッター等の画面で釣りのポイント等を確認しながら航行を続けたことから、前路で漂流中のB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、潮流に流されながら釣りをを行う間、周囲に他船を見掛けなかったことから、元の釣りのポイントに戻る際も前路に他船はいないと思い込んでいたものと考えられる。</p> <p>B船は、釣りをを行いながら漂流中、船長Bが、B船に向かって航行するA船を認めた際、A船が漂流中のB船を避けてくれると予期し、漂流を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南西進中、B船が漂流中、船長Aが、前路に他船はいないと思い込み、GPSプロッター等の画面で釣りのポイント等を確認しながら航行を続け、また、船長Bが、A船が漂流中のB船を避けてくれると予期し、漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、釣りのポイントに向けて航行中、GPSプロッターや魚群探知機の画面で同ポイントや魚影の確認のみを行うことなく、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・船長は、漂流して潮流に流されながら釣りをを行う間、周囲の海域に他船を見掛けなかった場合でも、その後、当該海域を航行する際、他船はいないと思込まないこと。 ・船長は、漂流中、自船に向かって航行する他船を認めた場合、漂流中の自船を他船が避けてくれると予断を持たず、十分余裕のある時期に、汽笛等によって注意を喚起するほか、必要に応じ、船体を移動させて衝突を避ける動作をとること。